資料５　　いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）

ア　いじめの発見・通報を受けた時の対応

いじめた児童
いじめられた児童

← **指導**

発見及び通報を受けた職員

↓ **報告**

生徒指導主事

↔ **報告**

管理職

↓

イ　情報の共有

特別あすなろ委員会　※生徒指導主事が招集

◇構成員

校長、教頭、生徒指導主事、特別支援コーデーネーター
養護教諭、当該学年主任及び学級担任

← 重大事態の場合は市教委へ報告

↔ あすなろ委員会

↓

【いじめられた側】

児　童
支援

保護者
情報提供
支援

←

ウ　調査・事実関係の把握

エ　解決に向けた指導及び支援

オ　関係機関への報告及び支援依頼

【主な関係機関】
○延岡市教育委員会（22-7030）
○北部教育事務所（32-6116）
○北部福祉センター（35-1700）
○延岡警察署（22-0110）
○スクールカウンセラー（恒中）、スクールソーシャルワーカー
○民生委員・児童委員　▶ ※依頼の際には市教委に相談

カ　継続指導・経過観察

→

【いじめた側】

児　童
指導
支援

保護者
情報提供
支援

特別あすなろ委員会を中核に実施

学　　校

↕ 情報提供 支援 — 市教育委員会

↕ 犯罪行為の 通報・対応 — 警察署

↕ 連携 臨時総会開催 — ＰＴＡ

↕ 連携 見守り — 地域

↕ 連携 — 関係機関（福祉・医療等）

※ 市教委とは常に連携する